

令和 7 年度第 2 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 8 年 3 月 2 4 日

担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線 5 0 5 5〕

① 件 名	
石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立の保育所、こども園の主催行事に係る石巻市複合文化施設等の使用料の減免について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立の保育所、こども園が主催する行事で石巻市複合文化施設、石巻市河北総合センター及び石巻市多目的ふれあい交流施設（以下「石巻市複合文化施設等」という。）を使用する場合、市立保育所、こども園とは異なり、使用料の減免を適用していないが、本市が推進している再編計画に基づき、市立保育所、市立幼稚園が再編されたものであり、減免の適用について相談を受けていた。</p> <p>今般、第 2 次石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編する私立保育所、子ども園が、令和 8 年 4 月をもって全て開設が完了することとなった。</p> <p>また、石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則においては、市立こども園が主催する行事で使用する場合の規定が明記されておらず、窓口において支障をきたす事例が生じていた。</p> <p>【目的】 石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立の保育所、こども園が主催する行事で石巻市複合文化施設等を使用した場合の使用料の取扱いを改めるもの。</p> <p>また、石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則に市立こども園が主催する行事で使用する場合に減免対象であることを明記するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 石巻市複合文化施設使用料規則（令和 3 年 3 月 1 7 日規則第 1 0 号） 石巻市河北総合センター条例規則（平成 1 7 年 4 月 1 日規則第 2 7 4 号） 石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則（平成 1 7 年 4 月 1 日規則第 2 9 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 7 年 1 月	石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立こども園から相談
2 月～	関係課協議
4 月～	指定管理者協議
⑤ 主な内容	
<p>1 石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立の保育所、こども園が石巻市複合文化施設等を主催事業で使用した場合の使用料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催する事業で使用した場合の使用料は、市立保育所・こども園と同様に 1 0 0 % 減免とする。 ・ただし、減免する期間は 3 年間とし、令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの使用に限定する。 	

2 石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則の改正

【現行】

減免対象	減免率		
	施設使用料	冷暖房料	設備使用料
・市立の小中学校、幼稚園その他の教育施設、教育団体が主催する行事に使用する場合	100%	100%	100%
・市立の保育所が主催する行事に使用する場合	100%	100%	100%

【改正】

減免対象	減免率		
	施設使用料	冷暖房料	設備使用料
・市立の小中学校、幼稚園その他の教育施設、教育団体が主催する行事に使用する場合	100%	100%	100%
・市立の保育所、 <u>こども園</u> が主催する行事に使用する場合	100%	100%	100%

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻市複合文化施設等の使用料の減免により、施設利用の促進が図られる。

【市財政への負担】

4施設が各年1回石巻市複合文化施設小ホールを午前9時から午後5時まで使用した場合の減収見込額は202,960円であるが、指定管理料の増額は行わないことで指定管理者と協議済であることから、市財政への影響はない。

※1施設が石巻市複合文化施設小ホールを午前9時から午後5時まで使用した場合の使用料
50,740円

内訳：施設使用料：13,440円（6,720円×2区分）

暖房使用料：16,000円（2,000円×8時間）

付帯設備使用料：21,300円（10,650円×2区分 ※11種類）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他に同様の制度を実施している自治体は県内にはない。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年3月 石巻市複合文化施設使用料規則、石巻市河北総合センター条例規則及び石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則の一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）
4月 大橋保育園開園
令和8年教育委員会第4回定例会において報告

⑨ その他

施設間で減免の取扱いが異なっているが、指定管理者の利用料収入にも影響が及ぶこと、さらには、令和8年1月に全部改正された使用料・手数料見直し指針に基づく見直し作業が必要となることから、運営状況等を見据えたうえで、見直しを行う予定である。